

番号	鳥獣保護区の名称	区域	面積(ha)	期限(令和)
1	平尾富士	佐久市上平尾字上伴助地籍の林道平尾表線と市道196号線との接点を起点とし、同点から市道196号線を東進し、同市道と平尾富士無線中継所連絡道路の接点に至り、同点から同連絡道路を北西進し、同連絡道路と木戸ヶ入尾根の接点に至り、同点から同尾根を東進し、同尾根と上舟ヶ沢道上歩道の接点に至り、同点から同歩道を北西進し、同歩道と佐久市と御代田町の境界の接点に至り、同点から同境界を北西進し、同境界と平尾富士登山道の接点に至り、同点から同登山道を西進し、同登山道と林道平尾表線の接点に至り、同点から同林道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	97	8.10.31
2	大曲	南佐久郡臼田町所在国有林臼田事業区中104林班から106林班までの各林班及び林道大曲線以南の107林班の区域一円	552	14.10.31
3	新海三社神社	佐久市大字田口地積の市道15号線と市道324号線の接点(新海三社神社鳥居前)を起点とし、同点から同市道15号線を北西進し、同市道と新海三社神社有林界(尾根)との接点に至り、同点から同神社有林界を北進し、同神社有林界と大字田口と大字常和の大字界(尾根)との接点に至り、同点から同大字界を東進し、同大字界と新海三社神社有林界(尾根)との接点に至り、同点から同神社有林界を南進し、同神社有林界と市道324号線の接点に至り、同点から同市道を西北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	45	9.10.31
4	春日	佐久市春日、春日財産区と私有林界と林道鹿曲川線山の交点(神橋)を起点とし、同点から鹿曲川線を南進し林道小屋ヶ沢線との交点に至り、同点から小屋ヶ沢線を北東進し林道細小路川線との交点に至り、同点から細小路川線を南進し細小路川線の終点に至り、同点から県有林と私有林界の沢を東南進して県有林と国有林の境に至り、同点から境界を南西進し佐久市と茅野市の境(大河原峠)に至り、同点から境界を西進し佐久市と立科町の境に至り、同点から境界を北進し林道夢の平線との交点に至り、同点から林道夢の平線を南東進し林道唐沢線との交点に至り、同点から林道唐沢線を北東進し望月高原特定猟具使用禁止区界の交点に至り、同点より同区域界を北東進し春日財産区と私有林の境に至り、同点から境界を北東進し林道鹿曲川線山の神橋の起点に至る線に囲まれた一円の地域	1,950	17.10.31
5	望月少年自然の家	佐久市大字協和地籍の林道唐沢線と作業道唐沢1号線との交点を基点とし、同点から同林道を南東進し、同林道と漁止の沢との交点に至り、同点から同沢東北進し、同沢と唐沢川の合流点に至り、同点から同川を東南進し、同川と1号防火線との接点に至り、同点から同防火線を西進し、同防火線と作業道唐沢3号線との接点に至り、同点から同作業道を北東進し、更に北西進し、同作業道と作業道唐沢1号線との接点に至り、同点から同作業道を北西進し、更に南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	75	10.10.31
6	松原湖高原	南佐久郡小海町豊里地籍の県道松原湖高原線と町道188号線の接点を起点とし、同点から同町道を南進し、町道松原海尻線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道206号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を西進し、大月川との接点に至り、同点から同川を北西進し、町道松原稲子割石線との接点に至り、同点から同町道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、町道165号線との接点に至り、同点から同町道を北進し、小海町有林と松原湖高原別荘地の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、町道171号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道153号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道154号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、町道153号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、更に南東進し、町道川久保八那池線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、松原湖へ通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	300	8.10.31
7	上滝平	南佐久郡佐久町大字大日方字上滝平1,105番の6地籍の佐久町有林の区域一円	4	14.10.31
8	金峰山	南佐久郡川上村の金峰山(標高2,595メートル)を起点とし、同点から長野県と山梨県との県界を東進し、国師ヶ岳(標高2,592メートル)へ至り、同県界を北東進し、長野県と埼玉県との県界甲武信ヶ岳(標高2,483メートル)との交点へ至り、同点から同県界を北進し、国有林と民有林の境界との交点へ至り、同点から同境界を西進し、長野県と山梨県の県界との交点へ至り、同点から同県界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	2,968	15.10.31
9	南牧	南佐久郡南牧村大字海ノ口字長橋810番の1及び778番の1地籍の同村立南牧北小学校林の区域一円	2	14.10.31
10	海ノ口	南佐久郡南牧村地籍の村道2156号線と杣添川の交点(千ヶ滝橋)を起点とし、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を西進し、ハヶ岳中信高原国定公園との接点に至り、同点から国有林界の境界を北西進し、更に北東進し、海尻財産区有林との接点に至り、同点から同区有林と民有林の境界を北東進し、海ノ口財産区有林との境界の接点に至り、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	700	16.10.31
11	立原	南佐久郡南相木村立原地籍の県道見上信濃川上停車場線と南相木村と川上村の村界との交点(馬越峠)を起点とし、同点から同村界を西進し、同村界と南牧村の村界との接点に至り、同点から南相木村と南牧村の村界を北進し、同村界と南相木村字そうりと字立原の字界の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、同尾根と県道見上信濃川上停車場線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、更に南西進し、更に南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	210	14.10.31
12	木次原	南佐久郡北相木村地籍の林道木次原線と北相木村有林界との交点を起点とし、同点から同村有林界(尾根)を東進し、同村有林界と県道上野小海線との接点に至り、同点から同県道を東進し、同県道と長野県と群馬県の県界との接点(ぶどう峠)に至り、同点から同県界を南進し山頂に至り、同山頂から西方に伸びる尾根を西進し、同尾根と林道木次原線との接点に至り、同点から同林道を南進し、同林道と国有林との接点に至り、同点から同国有林界(尾根)を北西進し、同国有林界との接点に至り、同点から同村有林界(尾根)を東北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	220	17.10.31

13	浅間(国指定)	群馬県安中市松井田町と長野県北佐久郡軽井沢町との境界線と国道18号線との交点(碓氷峠)を起点とし、同所から同国道を西進し、軽井沢町道軽井沢停車場線1号との交点に至り、同所から同町道を西進し、町道軽井沢停車場線2号との交点に至り、同所から同町道を西進し、国道18号線との交点(新軽井沢西交差点)に至り、同所から同国道を西進し、町道古宿借宿線との交点に至り、同所から同町道を北進し、軽井沢町大字長倉字横道下2139番地から1281番地東端に通ずる道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み、1281番地東端に至り、同所から町道借宿千ヶ滝線に通ずる道路を北進し、同町道との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、併用林道(1,000メートル林道)との交点に至り、同所から同町道を西進し、小諸市道0107号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道7336号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、長野県小諸市所在国有林2005林班と民有林の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北西に進み東御市所在国有林1019林班標柱丙68に至り、同標柱と国有林1019林班標柱丙68補1とを結ぶ直線を北西に進み同標柱に至り、同標柱から国有林と民有林との境界線を西進し、同国有林1024林班と民有林の境界線と和山林道との交点に至り、同所から同国有林1026林班の同標柱東12とを結ぶ直線を南進し、同標柱に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北東に進み、同境界線と群馬県吾妻郡嬭恋村と長野県上田市真田町との境界線との交点に至り、同所から両県との境界線を北進し、嬭恋村所在の国有林216林班標柱96の158の73に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱16に至り、同標柱と国有林217林班標柱25とを結ぶ直線を南東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱96の90に至り、同所から村道女ヶ淵線を東進し、主要地方道東御嬭恋線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、国有林217林班標柱96の57に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同標柱96の40に至り、同所から同国有林218林班と民有林畑との境界線を南進し、国有林218林班標柱93に至り、同所から東進し、村道鳥居峠車坂線との交点に至り、同所から同村道を南進し、群馬坂林道との交点に至り、同所から同林道を東進し、同林道の終点に至り、同所から分譲地内道路を北東に進み、西泉沢との交点に至り、同所から西泉沢を北進し、林道中原開拓1号線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み、同交点に至り、同村道から3454-20番地と3454-21番地の境界線を南進し3454-66番地との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み3454-54番地の道路との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北東に進み同道路と3454-16番地との交点に至り、同所から3456-16番地と3454-64番地の境界線を北東に進み3454-102番地との交点に至り、同所から同境界線を北進し3454-63番地の道路との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北進し同道路と3454-14番地との交点に至り、同所から3454-100番地の境界線を北進し村道中原開拓1号線との交点に至り、同所から村道中原開拓1号線を北東に進み、同村道3455-90番地の曲がり角に至り、同曲がり角から国有林235林班イ小班標柱152を結ぶ直線を北東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を北進し、村道浅間開拓線との交点に至り、同所から同村道を東進し、県道大笹北軽井沢線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、村道赤川分去線との交点に至り、同所から同村道を南進し、町道浅間線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、国道146号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、長野原町道10-50号線との交点に至り、同所から同町道を東進し、同町道の終点に至り、同所から東に直進し片蓋川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、県道長野原倉淵線との交点(栗平橋)に至り、同所から同県道を東進し、草軽電気鉄道路線跡との交点に至り、同所から同鉄道路線跡を南東に進み、同町大字北軽井沢字ホウロク平地内の熊川との交点に至り、同所から同川を上流に進み、同川の最上流点に至り、同所から同所と鼻曲山の山頂とを結ぶ直線を南東に進み、同山頂に至り、同所から群馬県と長野県との境界線を南進し、起点に至る線により囲まれた区域	20,235	13.10.31
14	御泉水	北佐久郡立科町大字芦田地籍の旧林道夢の平線と町道夢の平線との交点を起点とし、同点から町道夢の平線を北東進し、立科町町営水道第2貯水槽北端との接点に至り、同点から塩沢堰に通ずる沢を北東進し、塩沢堰との接点に至り、同点から同堰を南東進し、本沢との接点(取水口)に至り、同点から同沢を南進し、同沢支流との接点に至り、同点から同支流を南東進し、蓼科山国有林界標第169号に至り、同点から国有林と民有林の境界を南西進し、蓼科山登山道との交点に至り、同点から同登山道を北進し、町道夢の平線との交点に至り、同点から同町道を西進し、蓼科山登山道との交点に至り、同点から同登山道を北西進し、御泉水自然園と白樺高原スキー場の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、町道夢の平線との接点に至り、同点から同町道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	205	12.10.31
15	鷲場山	上田市芳田字長入地籍所在の県道真田東部線と上田市と東御市の市町村界との接点を起点とし、同点から同県道を西北進し、同県道と行沢川との交点に至り、同点から同河川を北東進し、上田市殿城字日影田地籍の民有林第140林班に小班と同林班は小班的境界線の接点に至り、同点から同境界を北東進し、民有林第139林班い小班と同林班ほ小班的境界線の接点に至り、同点から同境界を北東進し、同林班は小班的施業番号1と同小班施業番号5-イとの境界線の接点に至り、同点から同境界を北東進し、上田市と東御市の市町村界との接点に至り、同点から同市町村界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	205	14.10.31
16	長野大学野鳥愛護林	上田市大字下之郷地籍の県道上田・丸子線と上田市道塩田運動公園線との交点を起点として、同点から同県道を西進し、同県道と市道唐臼線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道東塩田5号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と上田市所在の民有林第1林班い小班とは小班的小班界との接点に至り、同点から同小林班を北進し、同小班界と民有林第159林班との接点に至り、同点から民有林第1林班と同市有林159林班の境界線を北東進し、更に南進し、更に北東進し、更に南進し、更に北東進し民有林第1林班は小班的の76区域内所在の池との接点にいたり、同点から同池を東進し、民有林第1林班と同市有林159林班の境界線に至り、同点から同境界線を南進し、同境界線と長野大学敷地内のグラウンドの境界線に至り、同点から同境界線を南進し、同境界線と市道塩田運動公園線との接点に至り、同点から市道塩田運動公園線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	20	14.10.31
17	十の原	須坂市と上田市菅平高原の境界にある根子岳避難小屋を起点とし、同点から同境界を南東進し、群馬県と長野県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、真田滝ノ入県行造林地と上田市行造林地との接点(的岩山頂北部)に至り、同点から同境界を北西進し滝ノ入沢との接点に至り、同点から上田市民有林第2122林班と第2123林班の境界を北西進し、上田市民有林第2122林班と第2123林班と第2148林班の境界と上田市真田町十の原地籍在所の山家神社里宮を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北進し、中尾根三角点(標高約1917メートル)を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進し、根子岳避難小屋を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	705	11.10.31
18	大門	小県郡長和町大字大門地籍の大門財産区有林と民有林との境界と国道152号交点を起点とし、同点から同境界を東進し、大門財産区有林の作業歩道との交点に至り、同点から同歩道を東進し、林道ハレ橋線との交点を経て、更に同歩道を南東進し、新名長門山補助三角点(1,461メートル)を経て、国有林東信森林管理署所管の第1114林班と大門財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林第1113林班と民有林の境界との接点に至り、同点から国有林第1113林班と第1114林班の林班界を南進し、小県郡と北佐久郡の郡界との接点に至り、同点から同郡界を南西進し、国道152号(大門峠)との交点に至り、同点から小県郡と茅野市の郡市界を西南進し、長和町の最南端を経て更に西進し、小県郡と諏訪市の郡市界との接点に至り、同点から同郡市界を北進し、同郡市界と国有林第1115林班と同第1116林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東進し、大門財産区有林との接点に至り、同点から国有林界を北進し、更に北東進し、同境界と町道十山線との交点に至り、同点から同境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	959	16.10.31

19	大門鷹山	小県郡長和町大字大門地籍の東信森林管理署国有林1122林班と1123林班と民有林との接点を起点とし、同点から同国有林1122林班と民有林との境界を東進し、国道152号線と県道男女倉長門線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、国有林1121林班と私有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、長和町有林と私有地の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、国有林1120林班と私有地の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、国有林1119林班と1120林班との接点に至り、同点から同境界を北進し、国有林1120林班と1129林班との接点に至り、同点から同境界を北進し、国有林1120林班と1129林班と1128林班との接点に至り、同点から同境界を東進し、国有林1120林班と1127林班と1128林班との接点に至り、同点から同境界を東進し、国有林1120林班と長和町有林との接点に至り、同点から同境界を東進し、長和町有林と国有林1121林班との接点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林1122林班と1123林班との接点に至り、同点から同境界を北進し、国有林1123林班との接点に至り、同点から同境界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	550	9.10.31
20	美ヶ原東	小県郡長和町和田地籍所在の小県郡長和町所在の野々入川と県道美ヶ原公園東餅屋線(ビーナスライン)との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、同県道と松本市と長和町の市町界との最初の接点に至り、同点から同市町界を北進し、同市町界と上田市との市界との接点に至り、同点から上田市と長和町との市町界を北東進し、物見石山頂上の標高1984.9メートル地点に至り、同点から和田山国有林第1149林班と第1150林班との林班界を南進し、野々入川との接点に至り、同点から同川を西進し、同川と県道美ヶ原和田線との交点に至り、同点から同県道を北進し、県道美ヶ原公園東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	612	14.10.31
21	塩嶺	岡谷市塩尻峠付近の国道20号線と市道小野立公園線との接点と起点とし、同点から同国道を北西進し、同国道と松井沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と塩尻市と岡谷市の市界との接点に至り、同点から同市界を北進し、同市界と岡谷市と松本市の市界との接点に至り、同点から岡谷市と松本市の市界との接点に至り、同点から岡谷市と松本市の市界を北進し更に東進し、同市界とナメシ沢との接点(通称カヤマ場)に至り、同点から同沢を南進し、同沢と横河川との接点に至り、同点から同川と林道横河山線との交点(観音橋)に至り、同点から同林道を南進し、同林道と作業道大だくみ線との接点に至り、同点から同作業道を南西進し更に北西進し更に南西進し、同作業道と林道塩嶺高ボッチ山線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と塩嶺高ボッチ山線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と塩嶺高ボッチハイキングコースとの交点に至り、同点から同ハイキングコースを南進し、林道塩嶺高ボッチ山線を横切り、更に南進し、同ハイキングコースと林道塩嶺高ボッチ山線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、岡谷市森林植物園北東端接点に至り、同点から同植物園界を南進し更に西進し、同植物園界と深沢との接点に至り、同点から同沢を南進し、同沢と旧中仙道との交点に至り、同点から同道を北西進し、同道と市道小野立公園線との接点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、塩尻市大字東山上条益司の宅地及び農地2ヘクタールは除く	1,882	17.10.31
22	尾玉町	主要地方道諏訪白樺湖小諸線と唐沢川との交点を起点とし、同点から同川を東進し、諏訪市民有林81林班「と」小班との接点に至り、同点から同林班「と」小班と「ち」小班界を東南進し、同82林班との接点に至り、同点から同81林班と82林班界を東進し、同82林班「は」小班との接点に至り、同点から同82林班「ろ」小班と「は」小班界を南進し、同82林班「ほ」小班との接点に至り、同点から同82林班「に」小班と「ほ」小班界を南西進し、同82林班「へ」小班との接点に至り、同点から同82林班「ほ」小班と「へ」小班界を東進し、同96林班との接点に至り、同点から同82林班と96林班界を南進し、藤森鉄平石福沢山採石場との接点に至り、同点から同採石場と民有林界を南進し、福沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点に至り、同点から同地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	139	16.10.31
23	八島ヶ原	諏訪市霧ヶ峰地籍の諏訪市と茅野市の市境と県道諏訪白樺湖小諸線(通称霧ヶ峰ビーナスライン)との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、諏訪市と諏訪郡下諏訪町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北西進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、下諏訪町所在東俣国有林南信森林管理署所管第133林班と第138林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、第132林班と第138林班との交点に至り、同点から同林班界を東進し、諏訪郡下諏訪町と小県郡長和町の町界との交点に至り、同点から同町界を東進し、諏訪市と小県郡長和町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と諏訪市と茅野市の市界との交点に至り、同点から同市界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	620	15.10.31
24	車山白樺湖	茅野市北山柏原地籍の国道152号線と茅野市林道多々羅線との交点を起点とし、同点から同国道を南進し、同国道と遊歩道ほうろく峠線との交点(多々羅橋)に至り、同点から同遊歩道を西進し、同遊歩道と北大塩横手道との交点(ほうろく峠)に至り、同点から同横手道を北西進し、カシガリ山三角点(1, 616. 4メートル)を経て、同横手道と茅野市と諏訪市の市界との接点(富士見台)に至り、同点から同市界を北進し、車山三角点(1, 925メートル)を経て、同市界と茅野市と小県郡長和町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と茅野市と北佐久郡立科町の市町界との接点(大門峠)に至り、同点から同市町界を南東進し、同市町界と県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との接点に至り、同点から同県道を西進し、同県道と林道天皇林線との交点に至り、同点から同林道を南進し、同林道と茅野市林道多々羅線との交点に至り、同点から同林道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,390	14.10.31
25	奥蓼科	茅野市湖東笹原地籍の県道渋ノ湯堀線と指導ⅢB3453号線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、同市道と渋川との交点に至り、同点から同川を西進し、大河原堰との接点に至り、同点から同堰を北進し、市道Ⅱb836号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、蓼科ビレッジ別荘地境界線との接点に至り、同境界を北西進し、市道ⅡB5716号線と大河原堰との接点に至り、同点から同堰を北進し、蓼科ビレッジ別荘地境界線と旧石切場の接点に至り、同点から同境界を北東進し、国道299号線との交点に至り、同点から同国道を南東進し、市道Ⅰ級34号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道ⅡB5802号線との交点に至り、同点から同線を北進し、市道ⅡB5807号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、国道299号線との交点に至り、同点から同国道を北進し、市道ⅡB5818号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5779号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5773号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5772号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅡB5750号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB845号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、大河原川(竜源橋)との接点に至り、同点から国有林と民有林の境界線を北東進し、途中ピラタス横岳ロープウェイの架線下を通りサカサ川に至り、同点から同河川を南西進し、冷山国有林241林班との接点に至り、同点から同240林班と241林班の林班界を南東進し、同243林班界との接点に至り、同点から同240林班と同243林班の林班界を北東進し、同246林班界との接点に至り、同点から同245林班と同246林班の林班界を南東進し、同251林班界との接点に至り、同点から同251林班と同253林班の林班界を南東進し、同252林班界との接点に至り、同点から同252林班と同253林班の林班界を東進し、同344林班界との接点に至り、同点から同252林班と同344林班の林班界を南東進し、同251林班界との接点に至り、同点から同251林班と同344林班の林班界を南東進し、同254林班界との接点に至り、同点から同251林班と同254林班の林班界を西進し、同255林班界との接点に至り、同点から同254林班と同255林班の林班界を南進し、同259林班との接点に至り、同点から同255林班と同259林班の林班界を南西進し、同258林班界との接点に至り、同点から同255林班と同258林班の林班界を南西進し、同256林班界との接点に至り、同点から同256林班と同257林班の林班界を南西進し、市道ⅢB3187号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅢB2907号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と県道渋ノ湯堀線との交点に至り、同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,827	10.10.31

26	蓼科	茅野市北山地籍の市道ⅡB138号線と滝ノ湯川の交点(杜鵑橋)を起点とし、同点から同川を北東進し、同川と県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交点(竜源橋)に至り、同点から同県道を南進し、同県道と市道ⅡB845号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道ⅡB5750号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5750号線を南進し、同市道と市道ⅡB5772号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5772号線を東進し、同市道と市道ⅡB5773号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5773号線を南西進し、同市道と市道ⅡB5779号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5779号線を南東進し、同市道と市道ⅡB5818号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5818号線を北東進し、同市道と国道299号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、同国道と市道ⅡB5807号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5807号線を南進し、同市道と市道ⅡB5802号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5802号線を南東進し、同市道と市道1級34号線との交点に至り、同点から市道1級34号線を西進し、同市道と国道299号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、同国道と蓼科ビレッジ別荘地と旧石切場の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南西進し、同境界線と大河原堰との交点に至り、同点から同堰を南進し、同堰と市道ⅡB5716号線との交点に至り、同点から蓼科ビレッジ別荘地境界線を南進し、同境界線と市道ⅡB836号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と大河原堰の交点に至り、同点から同堰を南進し、同堰と渋川との交点に至り、同点から同川を南西進し、同川と滝ノ湯堰との交点に至り、同点から同堰を北進し、同堰と市道ⅡB786号線との交点に至り、同点から市道ⅡB786号線を西進し、同市道と市道ⅡB784号線との交点に至り、同点から市道ⅡB784号線を西進し、同市道と市道1級37号線との交点に至り、同点から市道1級37号線を北東進し、同市道と市道ⅡB630号線との交点に至り、同点から同市道ⅡB630号線を南西進し、更に西進し、同市道と市道ⅡB633号線との交点に至り、同点から市道ⅡB633号線を北進し、同市道と県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、同県道と市道ⅡB138号線との交点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,380	11.10.31
27	南蓼科	茅野市湖東須栗平地籍の茅野市道1級29号線と県道渋ノ湯堀線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、茅野市道ⅢB3187号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、茅野市道ⅢB3620号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、鳴岩川に至る山道との接点に至り、同点から同山道を南東進し、鳴岩川との接点に至り、同点から同川を南西進し、茅野市道ⅢB3656号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、古田池付近で鹿島リゾート別荘管理道路との接点に至り、同点から同道路を南東進し、鹿島リゾート所有地と財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、ハヶ岳農場銃猟禁止区域の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、茅野市道1級36号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道ⅢB3290号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道ⅢB3289号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道1級29号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、鳴岩堰との交点に至り、同点から同堰を西進し、滝ノ湯堰との接点に至り、同点から同堰を北東進し、茅野市道ⅢB1842号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、茅野市道1級29号線との接点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,250	8.10.31
28	宮川・玉川	茅野市宮川地籍のJR中央本線と上川との交点を起点とし、同点から同川を北東進し、柳川の合流点に至り、同点から同川を東進し、市道2級10号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道ⅣB1631号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅣB1613号線との接点に至り、同点から同川を南西進し、市道ⅣB1643号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、県道上槻木矢ヶ崎線との接点に至り、同点から同県道を東進し、市道ⅢB1968号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道1級21号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅣB456号線との接点に至り、同市道を西進し、市道2級8号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道1級15号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道ⅣB654号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道ⅣB637号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道1級16号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道ⅣB759号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道ⅣB717号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、市道ⅣB821号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道ⅣB835号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道ⅣB715号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、市道ⅣB821号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅣB831号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、JR中央本線との交点に至り、同点から同本線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	540	9.10.31
29	永明寺山	茅野市ちの地籍の茅野市道IB480号線と永明寺山公園界との接点(上原城址)を起点とし、同点から同公園界を北進し、東進し、さらに南進し、永明寺山公園墓地から茅野市道IB480号線へ至る歩道との接点(鳥獣供養の碑)に至り、同点から同歩道を南西進し、茅野市道IB480号線との接点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	71	10.10.31
30	鋳物師沢	諏訪郡下諏訪町社地籍の上堰と福沢川との交点を起点とし、同点から同川を北進し、石尊神社参道との接点(同神社鳥居)に至り、同点から同参道を東進し、長坂沢との接点(同神社鳥居)に至り、同点から同沢を南東進し、砥川との接点に至り、同点から同川を南進し、町道星ヶ丘注連掛線との接点(注連掛橋)に至り、同点から同町道を南西進し、上堰との交点に至り、同点から同堰を南進し、さらに西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	105	10.10.31
31	釜無	諏訪郡富士見町釜無地籍の長野県と山梨県の県界を流れる釜無川と白川との合流点を起点として、同点から同県界を南進し、同県界と富士見町と伊那市の市町界との接点に至り、同点から同市町界を西進し、横岳(2, 159. 6メートル)を経て、同市町界上の東谷頭山(2, 130メートル)に至り、同点から白川水源地方向に東進し、同水源地に至り、同点から白川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,227	14.10.31
32	広原	諏訪郡富士見町立沢地籍の県道富士見原茅野線(通称鉢巻道路)と富士見町と諏訪郡原村との交点(立場大橋)を起点として、同点から同町村界を東進し、同町村界と茅野市と富士見町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と長野県と山梨県の境界との接点(赤岳2, 899メートル)に至り、同点から同県界を南西進し、網笠山を経て、同県界と県道富士見原茅野線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、同県道と信玄棒道との接点に至り、同点から同棒道を北西進し、同棒道と乙事ぜきとの交点(柳出口)に至り、同点から同ぜきを北進し、同ぜきと千ヶ沢川との接点に至り、同点から同川を東進し、同川と県道富士見原茅野線との交点(岳見橋)に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,228	14.10.31
33	富士見	諏訪郡富士見町御射山地籍の思沢川と国道20号線との交点を起点とし、同点から同国道を南進し、JR中央本線との接点(原の茶屋橋)に至り、同点からJR中央本線を南東進し、県道乙事富士見線との交点に至り、同点から同県道を西進し、町道富里瀬沢線との接点に至り、同点から同町道を南進し、国道20号線との接点に至り、同点から同国道を北西進し、町道西山環状線との接点に至り、同点から同町道を南進し、更に西進し、町道1610号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道木の間花場線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道1754号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、穴熊沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、町道1718号線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、町道1637号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道1675号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道1669号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道六道入笠線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、神戸横堰との交点に至り、同点から同堰を北西進し、思沢川との交点に至り、同点から同沢を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	940	9.10.31

34	境	諏訪群富士見町落合地籍の国道20号線と釜無川との交点(国界橋)を起点とし、同点から同川を北西進し、立場川との合流点に至り、同点から同川を北進し、国道20号線との交点(瀬沢大橋)に至り、同点から同国道を南進し、富士見町道105号線(瀬沢平岡線)との接点に至り、同点から同町道を南東進し、富士見町道5133号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、富士見町道5154号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、JR中央本線との交点に至り、同点から同線を南東進し、富士見町道206号線(小六烏帽子線)との交点に至り、同点から同町道を北東進し、中央自動車道西宮線との交点に至り、同点から同自動車道を南東進し、県道富士見高原線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、富士見町道7162号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、富士見町道107号線(信濃境田端線)との接点に至り、同点から同町道を西進し、富士見町道7170号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、富士見町道7749号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、富士見町道7142号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、富士見町道107号線(信濃境田端線)との接点に至り、同点から同町道を西進し、県道信濃境停車場線との接点に至り、同点から同県道を南進し、国道20号線との接点に至り、同点から同国道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	825	10.10.31
35	本郷	諏訪郡富士見町富里地籍のJR中央本線と県道立沢富士見停車場線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、富士見町道111号線(立沢広原線)との接点に至り、同点から同町道を北東進し、主要地方道茅野小淵沢葦崎線との交点に至り、同点から同地方道を北東進し、富士見町道3822号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、富士見町道3855号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、富士見町道3823号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、千ヶ沢川との交点に至り、同点から同川を南西進し、富士見町道3874号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、富士見町道3915号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、富士見町道4040号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、富士見町道4213号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、富士見町道4039号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、富士見町道4038号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、富士見町道3936号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、富士見町道4031号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、農道12017号線との接点に至り、同点から同農道を南進し、農道12016号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、主要地方道茅野小淵沢葦崎線との接点に至り、同点から同地方道を南東進し、関谷水路との交点に至り、同点から同水路を南西進し、中央自動車道西宮線との交点に至り、同点から同自動車道を北西進し、富士見町道5155号線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、JR中央本線との交点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	573	10.10.31
36	原村	諏訪郡原村上里地籍の村道5567号線と村道7015号線との接点を起点とし、同点から同村道を東進し、林道広河原上里線との接点に至り、同点から同林道を東進し、村道7080号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、(公財)農村更生協会所有地と原村有地との境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、(公財)農村更生協会所有地と柏木部落所有地の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、(公財)農村更生協会所有地と八ヶ岳中央高原四季の森(松本電気鉄道(株))所有地の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、一ノ瀬堰との接点に至り、同点から同堰を北東進し、県道富士見原茅野線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、茅野市と諏訪郡原村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を東進し、南進し、さらに東進し、八ヶ岳中央高原四季の森(諏訪バス(株))所有地と中道小屋場部落所有地の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、私有林と原村有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、さらに南進し、村道9002号線との接点に至り、同点から同村道を西進し、村道9001号線との交点に至り、同点から同村道を南進し、村道9104号線との接点に至り、同点から同村道を南進し、前沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、県道富士見原茅野線との交点に至り、同点から同県道を南進し、村道7161号線へ至る林道との接点に至り、同点から同林道を西進し、村道7161号線との接点に至り、同点から同村道を西進し、村道2008号線との接点に至り、同点から同村道を南西進し、阿久川との交点に至り、同点から同川を西進し、村道2007号線(エコライン)との交点に至り、同点から同村道を北進して、村道5568号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、村道1004号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、村道5567号線との接点に至り、同点から同村道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	583	9.10.31
37	伊那市うぐす洞	伊那市荒井地籍の県道伊那駒ヶ岳線と市道室町伊那部線との接点を起点とし、同点から同市道を南西進し、市道日影沢線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、市道沢1号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、県道南箕輪沢渡線との接点に至り、同点から同県道を南進し、市道小黒大坊線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、県道伊那駒ヶ岳線との接点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	117	11.10.31
38	沢山	伊那市手良野口地籍の林道沢山線の起点を起点とし、同点から棚沢川を北進し、野田ヶ沢手前の尾根との交点に至り、同点から信州大学農学部付属アルプス圏フィールド科学教育研究センター手良沢山演習林(以下「演習林」という)と私有林界の同尾根を北西進し、伊那市と上伊那郡箕輪町の市町界との接点に至り、同点から市町界を北東進し、伊那市、箕輪町、国有林及び演習林界との接点に至り、同点から演習林と国有林界を南進し、更に東進し、私有林界に至り、同点から演習林と私有林界を南進し、更に西北進し、ミツクリ沢とコカヤ沢の合流点に至り、同点から演習林界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	229	16.10.31
39	伊那市西箕輪学校林	伊那市西箕輪地籍の県道与地辰野線と市道学校南線との接点との接点を起点とし、同点から同市道を北西進し、市道羽広梨ノ木線との接点に至り、同点から同市道を南進し、県道与地辰野線との交点に至り、同点から同県道を西進し、市道梨ノ木8号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、更に西進し、市道梨ノ木植物園線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道殿屋敷2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、かんがい用水路送水管との接点に至り、同点から同送水管を北東進し、伊那市西部地区畑地かんがいポンプ場の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、市道鐘鑄7号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道から大萱浄水場に至る私道との接点に至り、同点から同私道を北西進し、大萱浄水場の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、更に北西進し、市道鐘鑄5号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、市道鐘鑄4号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、更に北進し、国道361号線との接点に至り、同点から同国道を東進し、更に南東進し、市道上溝1号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道大萱大泉新田線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、県道与地辰野線との接点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	46	9.10.31
40	三義	伊那市高遠町三義地籍の県道芝平高遠線と山室大井との接点を起点とし、同点から同大井を東進し、同大井と下半対原井との接点に至り、同点から同井を東進し、県道芝平高遠線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、山室川との交点(北垣外橋)に至り、同点から農地と林地の境界を北進し、県道芝平高遠線との接点(赤坂橋)に至り、同点から同県道を北進し、辰尾沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、市道中央高峯線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、茅野市と伊那市の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、芝平峠を経て同境界と諏訪郡富士見町と伊那市の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、更に南進し、旧高遠町と旧長谷村の旧境界との接点(入笠山三角点)に至り、同点から同旧境界を西進し、更に南西進し、更に西進し、更に南進し、標高1,832.4メートル三角点に至り、同三角点から西に伸びる尾根を西進し、標高1,261.1メートル三角点を経て更に西進し、県道芝平高遠線との接点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,111	9.10.31
41	黒河内	伊那市長谷に所在する南信森林管理署管内の国有林のうち、263林班から266林班までの各林班及び269林班の区域	1,344	12.10.31
42	三峰川上流	伊那市長谷所在の浦国有林中、第2林班から第4林班までの各林班、同第56林班から第59林班までの各林班、同65林班及び第66林班、同第70林班から第73林班までの各林班、同第89林班から第94林班までの各林班、同101林班から第104林班までの各林班、同第108林班から第120林班までの各林班の区域	4,914	14.10.31

43	駒ヶ根高原	駒ヶ根市赤穂字切石地籍の主要地方道駒ヶ根駒ヶ岳公園線(以下「県道」という)の駒ヶ根橋を起点とし、同点から同県道を南東進し、市道光善寺南線1ー2号との交点に至り、同点から同市道を南進し、寺井水路との交点に至り、同点から同水路を南西進し、鼠川の寺井取水口に至り、同所から同川を西進し、同川と通称南西山北稜線との交点に至り、同点から同稜線を南西進し、簗ノ笛山三角点に至り、同点から稜線を北西進し、同稜線の分岐点に至り、同点から稜線を南進し、同稜線と荒井沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、中田切川の合流点に至り、同点から同川を南進し、駒ヶ根市と上伊那郡飯島町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を西進し、駒ヶ根市、飯島町及び木曽郡大桑村との市町村界接点に至り、同点から駒ヶ根市と大桑村の市村界を北進し、宝剣岳(2,931m)に至り、同点から駒ヶ根市と上伊那郡宮田村の市町界大桑村の市村界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,616	16.10.31
44	十二天の森	駒ヶ根市赤穂地籍の市道中田切線と市道南割福岡線との交点を起点とし、同点から市道中田切線を南西進し、同市道と市道1-241との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道中田切線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と市道1-238との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道1-237との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道1-188との交点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る一円の区域	12	15.10.31
45	横川	上伊那郡辰野町大字横川地籍の横川国有林界(宿ノ沢橋)を起点とし、同点から町道74号線を東進し、横川ダム管理道との分岐点に至り、同点から同管理道を南東進し、横川川にかかる橋を渡り、横川川右岸の国有林界を北東進し、横川川右岸の官行造林と国有林界に至り、同点から国有林界を南東進し、横川川と小横川川にはさまれた稜線との交点に至り、同点から長畑山を経て稜線を南西進し、辰野町と上伊那郡箕輪町との町界との接点に至り、同点から同町界を南西進し、辰野町、箕輪町及び上伊那郡南箕輪村(飛地)の町村界との接点に至り、同点から辰野町と南箕輪村の町村界を黒沢山を経て南西進し、更に同町村界を西進し、辰野町、南箕輪村(飛地)塩尻市檜川の市町村界の接点(経ヶ岳)に至り、同点から辰野町と塩尻市の市町界を北西進し、坊主岳を経て更に北東進し、同市町界と横川国有林の分岐点に至り、同点から国有林界を東進し、横川川支流宿ノ沢上流部の国有林界との交点に至り、同点から宿ノ沢を南東進して、起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,602	16.10.31
46	萱野高原	上伊那郡箕輪町大字福与地籍の林道中樽線と林道峯山線との交点を起点とし、同点から林道中樽線を西進し、同林道と鹿垣山の神へ至る歩道との接点に至り、同点から同歩道を西進し、鹿垣山の神を経て闇沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と林道澄心寺線との接点に至り、同点から同林道を西進し、澄心寺の山門に至り、同山門から通称六本木地籍に通じる歩道を北東進し、同歩道と作業道北沢線との接点に至り、同点から同作業道を北東進し、同作業道と林道萱野線との接点に至り、同点から標高1,187メートルの三角点に至る沢を北東進し、同三角点に至り、同点から林道中樽線へ通じる尾根を北進し、同尾根と林道中樽線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と箕輪ダム周辺公園との接点に至り、同点から同公園界を西進し、同公園界と県道諏訪箕輪線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と箕輪ダム周辺公園との接点に至り、同点から同公園界を北進し、更に南進し、同公園界と箕輪ダム山林管理道との接点に至り、同点から同管理道を南進し、同管理道と町道809号線に至り、同点から同町道を東進し、同町道と林道日影入線との接点に至り、同点から同林道を東進し、同林道と作業道熊倉線との接点に至り、同点から同作業道を南進し、同作業道と通称歩道日影入熊倉高雄山線との接点に至り、同点から同歩道を南進し、小高雄山、高雄山を経て同歩道と伊那市の市界との接点に至り、同点から伊那市と箕輪町の市町界を南進し、同市町界と林道峯山線との交点に至り、同点から同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,220	10.10.31
47	千人塚	上伊那郡飯島町大字七久保地籍の与田切川本郷用水取入口を起点とし、同点から通称本郷用水取入口管理道を南進し、秋葉街道との交点に至り、同点から同街道を南進し、町道三坂貫線との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道城ヶ池廻線との交点に至り、同点から同町道を西進し、林道与田切川線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、林道横根山線との交点に至り、同点から同林道を北東進し、市野瀬橋に至り、同橋の東端より通称大持の尾根(通ヶ沢西側の尾根)を北上し、中田切川と与田切川との分水嶺に至り、同分水嶺を東進し、通称通ヶ沢鳥取の鞍部を経て飯島町と駒ヶ根市との境界に至り、同点から同境界を西南進し、傘山1,541.8メートルの三角点に至り、同点から飯島町と駒ヶ根市の境界を約500メートル東進し、辰巳が沢東側尾根との交点に至り、同点から同尾根を南東進し、飯島町区有林と個人有林の境界をなす防火線との交点に至り、同点から同防火線を西進し、飯島用水との交点に至り、同点から同用水を東進し、町道上の原幹線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、与田切川左岸との接点に至り、同点から起点までを直線で結んだ線に囲まれた一円の区域	495	9.10.31
48	宮田	上伊那郡宮田村新田地籍の村道栃ガ洞沢尻線と村道町新田線との接点を起点とし、同点から同村道を南西進し、村道第二町新田線との接点に至り、同点から同村道を南西進し、村道南平駒ヶ根橋線との接点に至り、同点から同村道を西進し、主要地方道駒ヶ岳駒ヶ根公園線との接点に至り、同点から同地方道を西進し、国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、中央アルプス県立公園の境界(歩道)との接点に至り、同点から同境界を北進し、通称焼枯三角点(標高1,550.8メートル)に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、村道栃ガ洞沢尻線に通じる歩道との接点(通称焼枯三角点)に至り、同点から同歩道を南東進し、村道栃ガ洞沢尻線との接点に至り、同点から同村道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	365	11.10.31
49	天竜峡周辺	飯田市竜江地籍の県道米川飯田線と県道飯田富山佐久間線との接点を起点とし、同点から県道飯田富山佐久間線を南進し、同県道と県道米川飯田線との接点に至り、同点から県道米川飯田線を南進し、同県道と県道飯田富山佐久間線との接点に至り、同点から県道飯田富山佐久間線を南進し、同県道と市道千代171号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と市道川路147号線との接点に至り、同点から市道川路147号線を北西進し、同市道と国道151号線との交点に至り、同点から同国道を北進し、同国道と県道上川路大畑線との接点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と県道時又中村線との接点に至り、同点から県道時又中村線を北東進し、同県道と県道米川飯田線との接点に至り、同点から県道米川飯田線を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	410	11.10.31
50	摺古木	飯田市上飯田東沢地籍の林道東沢線と黒川との交点を起点とし、同点から同川を北進し、布滝の上先端に至り、同点から飯田市有林と北方外三区財産区有林の境界の尾根を北西進し、同尾根と木曽郡南木曽町の町界との接点に至り、同点から同市町界を北東進し、同市町界と木曽郡大桑村の村界との接点に至り、同点から同市村界を東進し、摺古木山三角点(2,168.5メートル)に至り、同点から飯田市有林と松川入財産区有林の境界の尾根を南進し、同尾根と飯田市有林と北方外三区財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、通称扇平山(2,018メートル)を経て同境界と旧摺古木山登山道との交点に至り、同点から更に同境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	220	13.10.31
51	沢城湖周辺	飯田市大瀬木地籍の茂都計川と合の沢の合流点を起点とし、合の沢を上流に向かって西進し、飯田市大瀬木と飯田市山本の境界線に至り、同点から同境界線を西北進し、下伊那郡阿智村との境界線に至り、同点から同境界線を北東進し、鳩打峠を経て、鳩打隧道入口に至り、同点から林道鳩打線を東進し、市道伊賀良1-35号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、稲荷橋に至り、同橋から北の沢に沿って南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	203	14.10.31

52	大平峠県民の森	飯田市と木曽郡南木曽町の市町界と県道幸助飯田線との交点を起点として、同点から同市町界を北進し、通称高沢頭に至り、同点からタガ沢に通じる尾根を南東進し、同尾根と同沢との接点に至り、同点から東沢林道へ通じる尾根を南進し、同尾根と同林道との接点(入沢橋)に至り、同点から同林道を南西進し、同林道と県道幸助飯田線との交点に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	586	14.10.31
53	万古川	飯田市大字千代の金森山標高1,702.5メートル三角点を起点とし、同点から尾根を南進し、標高1,593.1メートル三角点に至り、同点から同尾根を南西進し、下伊那郡泰阜村との境界に至り、同点から飯田市と泰阜村との境界を西進し、天竜川支流万古川との交点に至り、同点から通称キリコシ尾根を北進し、馬背山地籍において通称歩道やせね線との交点に至り、同点から同歩道を東北進し、万古川との交点に至り、同点から万古川を西進し、金森沢との合流点に至り、同点から金森沢を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,650	9.10.31
54	金森山	飯田市上村地籍の伊藤沢と白沢との合流点を起点とし、同点から大西山に通ずる尾根を南西進し、大西山に至り、同点から飯田市上村地籍と飯田市南信濃地籍との境界を西進し、同境界と飯田市千代地籍の境界との接点に至り、同点から飯田市千代地籍と飯田市上村地籍との境界を北進し、金森山を経て伊藤沢との接点に至り、同点から同沢を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	450	13.10.31
55	本谷山	飯田市南信濃北又渡地籍の遠山川と北又沢との合流点を起点とし、同点から同市南信濃と同市上村の境界を北東進し、同境界と民有林と国有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、同境界線と遠山川との接点に至り、同点から同川の右岸を西進し、易老渡、仏島及び弁天島を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,156	12.10.31
56	南アルプス南部	下伊那郡大鹿村所在の国有林伊那谷計画区中2012林班、2013林班、2014林班な小班、同林班ら小班、2015林班へ小班、2024林班から2027林班及び2030林班から2037林班、飯田市上村所在の同計画区3033林班、3039林班から3042林班、3058林班及び3059林班並びに飯田市南信濃所在の同計画区3069林班から3071林班、3083林班から3086林班、3088林班、3089林班、3091林班、3092林班、104林班から3107林班、3112林班、3113林班、3116林班、3117林班及び3129林班から3132林班までの各林班の区域	6,378	8.10.31
57	小渋ダム周辺	上伊那郡中川村大草地籍の小渋川と淵の入沢の合流点を起点として、同点から同沢を北進し、同沢と村道西柳沢線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道大草桑原線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道銭峯線との交点に至り、同点から村道桑原中央線に通じる尾根を北東進し同尾根と村道桑原中央線との交点に至り、同点から同村道を北東進し、同村道と県道西伊那線との交点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と村道小河内線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、同村道と林道小河内線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、同林道と四徳国有林と民有林との境界線との交点に至り、同点から同境界線を南東進し、同境界線と四徳国有林第304林班と第305林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、同林班界と第304林班と第309林班の林班界との交点に至り、同点から第304林班と第309林班の林班界を南東進し、同林班界と上伊那郡中川村と下伊那郡大鹿村の村界との接点に至り、同点から同村界を北進し、1,618メートル標高点に至り、同点から高森山三角点標高1,540メートルへ通じる尾根を南進し、同三角点、大萱山三角点標高1,478メートル、1,397メートル標高点を経て小渋川との合流点に至り、同点から小渋川左岸を下流に向かい西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	2,538	14.10.31
58	大島山	下伊那郡松川町所在の国有林伊那谷計画区中2211林班から2214林班、2220林班から2224林班及び2267林班から2270林班までの各林班の区域一円	802	8.10.31
59	山吹	下伊那郡高森町山吹地籍の大沢川と南信高森開発株式会社と民有地との接点を起点とし、同点から同所有地界を南東進し同所有地界と町道大机線との接点に至り、同点から南信高森開発株式会社と民有地との境界線を南西進し更に北西進し同境界線と林道小沼大沢線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と通称森下沢との接点に至り、同点から同沢を北進し同沢と高森町と下伊那郡松川町の町界との接点に至り、同点から同町界を東進し林道新福里線との接点に至り、同点から同林道を東進し高森町と松川町の町界との接点に至り、同点から同町界を南進し大沢川に至り、同点から同川を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	200	10.10.31
60	丸山	下伊那郡阿南町和合地籍の和合川と本谷沢との合流点を起点とし、同点から同川を南東進し、同川と小屋の沢との接点に至り、同点から同沢を南西進し、同沢と小屋の沢東支流との接点に至り、同点から同支流を南進し、同支流と西峰山から丸山を経由し下伊那郡平谷村界に至る尾根の山道との接点に至り、同点から同山道を西進し、同山道と阿南町と平谷村の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北進し、同町村界と下伊那郡阿智村との接点に至り、同点から阿南町と阿智村の町村界を東進し、長根山に至り、同点から南東に延びる尾根を南東進し、更に南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	855	11.10.31
61	茶臼山丸山	下伊那郡根羽村地籍の県道根羽阿南線と根羽村と売木村の村界との交点を起点として、同点から同村界を西南進し、長野県と愛知県の県界との交点に至り、同点から同県界を西進し、茶臼山三角点(1,415メートル)及び丸山三角点(1,161メートル)を経て更に西南進し、国境沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、元丸山牧場の牧柵との交点に至り、同点から同牧場と民有林24林班との境界を西北進し、南ヶ沢との交点に至り、同点から尾根を北進し、ハジカミに至り、同所から尾根を東進し、24林班と32林班の境界の尾根との接点に至り、同点から同尾根を東南進し、更に24林班と33林班の境界を東南進し、33林班に小班2と33林班い小班9の境界との接点に至り、同点から尾根を東北進し、根羽村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、浅間川との交点に至り、同点から浅間川を南進し、堪島沢との合流点に至り、同点から通称源左切り沢と樺島沢にはさまれた尾根を東進し、社団法人長野県林業公社造林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、源左切り沢と角沢との鞍部を経て、更に40林班と41林班との境界を東進し、42林班との接点に至り、同点から北西進し、官行造林地と112林班との接点に至り、同点から同官行造林と返地山林の境界を北東進し、万蔵沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、小戸名川との合流点に至り、同点から同川を北進し、寺の沢との合流点に至り、同点から同沢を東進し、県道根羽阿南線との交点に至り、同点から寺の沢と金七巻にはさまれた尾根を東進し、根羽村と売木村の村界との接点に至り、同点から同村界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	866	16.10.31
62	軒山	下伊那郡売木村地籍の一般国道418号と売木村と平谷村の村界との交点(平谷峠)を起点とし、同点から同国道を東進し、峠沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、岩倉川との合流点に至り、同点から同川を西進し、売木村有林、独立行政法人森林総合研究所造林地(以下「研究所造林地」という。)及び民有林との接点に至り、同点から研究所造林地と民有林の境界を南進し、大島沢と梨ノ木沢の合流点に至り、同点から梨ノ木沢を南西進し、売木村有林と民有林の境界との接点とに至り、同点から同境界を南東進し、売木村有林と公益社団法人長野県林業公社造林地(以下「公社造林地」という。)の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、官行造林界との接点に至り、同点から官行造林界を東進し、官行造林界、研究所造林地及び民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、売木村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、日向小沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、売木村有林と民有林との境界の接点に至り、同点から同境界を南西進し、研究所造林地界との接点に至り、同点から研究所造林地界を南西進し、更に南東進し、売木村有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、県道阿南根羽線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、斧取沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、売木村と根羽村の村界との接点に至り、同点から同村界を北西進し、売木村、根羽村及び平谷村との村界の接点に至り、同点から売木村と平谷村の村界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	707	16.10.31

63	アテビ	下伊那郡売木村と下伊那郡根羽村の村界と県道根羽阿南線との交点(売木峠)を基点とし、同点から同村界を北東進し、同村界と雪取沢との接点に至り、同点から同沢を東進し、同沢と軒川との合流点に至り、同点から同川を南進し、同川と官行造林と売木村有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、同境界線と長野県と愛知県の県界との接点に至り、同点から同県界を西進し、同県界と売木村と根羽村の村界線との接点に至り、同点から同村界を北東進して基点に至る線で囲まれた一円の区域	147	10.10.31
64	谷京	下伊那郡天龍村の遠山川右岸と村道要津線(要長橋)との交点を基点とし、同点から同橋を南進し遠山川左岸に至り、同点から同川左岸を北西進し県道飯田富山佐久間線(羽衣崎橋)に至り、同点から同橋を北進し天竜川右岸に至り、同点から同川右岸を北進し、県道為栗和合線との交点に至り、同点から東進し天竜橋に至り、同点から同橋を東進し天竜川左岸に至り、同点から同川左岸を南進し遠山川との合流点に至り、同点から遠山川右岸を南東進して基点に至る線で囲まれた一円の区域	74	10.10.31
65	氏乗山	下伊那郡喬木村に所在する南信森林管理署管内の国有林のうち、3283林班から3288林班までの各林班の区域	319	12.10.31
66	高山	下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の小渋川と小河内沢との合流点を起点とし、同点から同沢を北東進し、民有林第170林班と民有林第172林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林第170林班と民有林第171林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、除山山頂に至り、同点から国有林2088林班に通じる尾根を南東進し、国有林第2025林班と国有林2088林班との接点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林第2025林班と国有林2089林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、国有林第2025林班と国有林2090林班との接点に至り、同点から同境界を南西進し、高山山頂に至り、同点から国有林2091林班に通じる尾根を南西進し、国有林第2026林班と国有林2091林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と高山沢との交点に至り、同点から高山沢を南西進し、小渋川との合流点に至り、同点から同川を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,060	11.10.31
67	小川入	木曽郡上松町所在の国有林木曽森林管理署所管第80林班から第121林班までの一円の区域	1,152	15.10.31
68	駒ヶ岳・三ノ沢	木曽森林管理署所管国有林358林班－Ⅱ、359林班－Ⅰ及び359林班－Ⅱの区域	1,604	9.10.31
69	賤母	木曽郡南木曽町所在の賤母国有林702林班から704林班までの各林班及び708林班の区域一円	122	14.10.31
70	城山	木曽郡木曽町福島に所在する国有林木曽森林管理署管内の第710林班から第713林班及び第720林班から第726林班の区域	196	11.10.31
71	御岳	木曽森林管理署所管国有林830林班、832林班から859林班まで及び861林班から883林班までの区域	2,865	9.10.31
72	小木曽	木曽郡木祖村所在の小木曽国有林1077林班から1103林班までの各林班及び1180林班から1198林班までの各林班の区域一円並びに同村小木曽地籍の箕輪沢と村道奥木曽1号線との交点を起点として、同点から味噌川ダムを西進し、村道奥木曽2号線と差渡沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、標高1,410メートルの山頂に至り、同山頂から小木曽国有林1077林班西南端に通じる尾根を北進し、同林班西南端に至り、同点から国有林と民有林の境界線を東進し、同境界線と同1198林班東南端から箕輪山に通ずる尾根との接点に至り、同点から同尾根を南進し、箕輪山山頂に至り、同点から箕輪沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	2,090	14.10.31
73	瀬戸川	木曽郡王滝村所在の国有林木曽森林管理署所管第2022林班から第2076林班までの一円の区域	1,555	15.10.31
74	王滝	木曽郡王滝村に所在する木曽森林管理署所管の国有林のうち、第2326林班から第2335林班までの各林班及び、第2352林班から第2354林班までの各林班及び、第2359林班から第2364林班までの各林班及び、第2368林班、第2419林班から第2420林班まで、第2423林班、第2427林班から第2430林班までの各林班及び、第2437林班から第2438林班まで、第2440林班、第2444林班ろ小班、第2445林班から第2448林班までの各林班及び、第2449林班のい小班からほ小班まで、同林班のと小班からる小班まで、同林班の二小班からヌ小班まで、第2452林班、第2453林班、第2677林班、第2680林班から第2702林班までの各林班及び、第2742林班、第2745林班から第2747林班までの各林班及び、第2750林班、第2757林班から第2765林班までの各林班及び、第2774林班から第2776林班までの各林班及び、第2804林班から第2808林班までの各林班及び、第2810林班から第2811林班までの一円の区域	4,683	15.10.31
75	のぞきど	木曽郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道袖山線と林道野尻与川線の分岐点を起点として、同点から同農道を300メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初の北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、神戸沢に掛かる橋を渡り、同橋から100メートル同林道を北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から村有林と私有林との境界を北東南進し、同尾根と大桑村と木曽郡南木曽町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曽町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と村道神戸沢除木戸線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と林道野尻与川線との接点に至り、同点から林道野尻与川線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	178	14.10.31
76	本郷	松本市大字三才山と同市大字里山辺の境界と、美鈴湖西側を東北から南西に延びる尾根との交点を起点とし、同点から同尾根を北東進し、本郷財産区有林と私有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、南沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、林道美ヶ原線県有林に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北進し、本郷財産区有林と県有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、登沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、舟沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、中部電力送電線信濃東信線との交点に至り、同送電線を北進し、作業道舟ヶ沢線との交点に至り、同点から同作業道を北進し、中部電力送電線信濃東信線R68号鉄塔に至り、同点から同送電線を北進し、中部電力送電線信濃東信線R69号鉄塔に至り、同点から中部電力送電線信濃東信線L69号鉄塔に通じる尾根を西進し、同鉄塔に至り、同鉄塔から同送電線を北進し、松本市大字三才山と同市保福寺町の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、松本市保福寺町と上田市の接点に至り、同点から松本市と上田市の境界を南進し、武石峠に至り、同峠から松本市と上田市の境界を南進し、松本市大字三才山と同市大字里山辺の境界との接点に至り、同点から同境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,244	17.10.31
77	美ヶ原	松本市大字入山辺厩地籍の県道松本和田線の旧明神橋を起点とし、同点から通称日向尾根を北進し、長野県有林と松本市入山辺里山辺財産区有林との境界との接点に至り、同点から同境界線を北東進し、林道よもぎこば線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、県有林と私有林との境界の接点に至り、同点から同境界を北東進し、県有林と大門沢の交点に至り、同点から同沢を西進し、市道2267号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、県道美ヶ原公園線との接点(美牧橋)に至り、同点から同県道を西進し、同県道の石切場と入山辺里山辺財産区有林の作業道との接点に至り、同点から同作業道を北進し、通称神城東尾根との交点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と菖蒲沢北尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、神城の地点で林道北山線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と高戸沢との交点(高戸橋)に至り、同点から同沢を北進し、入山辺里山辺財産区有林との境界との接点に至り、同点から入山辺里山辺財産区有林界を西進し、更に北西進し、旧東筑摩郡入山辺村と旧東筑摩郡本郷村の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同境界と上田市との接点(扉峠)に至り、同点から松本市と長和町和田の境界を南東進し、同境界と諏訪郡下諏訪町との接点(三峰山三角点標高1,887.4メートル)に至り、同点から松本市と下諏訪町の境界を西進し、同境界と岡谷市との接点(二ツ山三角点標高1,826.4メートル)に至り、同点から松本市と岡谷市の境界を北西進し、前鉢伏山に通じる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同三角点(標高1,836.1メートル)に至り、同点から国有林と民有林の境界を北東進し、更に南東進し、同境界とわさび沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、更に北進し、更に北東進し、更に北進し、同沢と薄川との合流点に至り、同点から薄川を北西進し、同川とコナコ沢との合流点に至り、同点からコナコ沢を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,504	10.10.31

78	月沢	松本市保福寺町地籍の月沢橋を起点とし、保福寺川を約130メートル東進し、通称太尾根との接点に至り、同点から同尾根を南東進し、同尾根と松本市と上田市の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と松本市と旧東筑摩郡四賀村の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、標高1,618.3メートルの三角点を経て、標高1,629.1メートルの戸谷峰三角点に至り、同点から通称太尾根を北進し、市道月沢線の終点に至り、同点から市道月沢上線に沿って南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	565	10.10.31
79	奈川	松本市奈川鎌ヶ崎地籍の鎌ヶ峰三角点を起点とし、同点から長野県と岐阜県との県界を北進し、同県界と旧南安曇郡奈川村と旧南安曇郡安曇村の旧村界との接点に至り、同点から同旧村界を北東進し、同旧村界と林道奈川安曇線との交点（白樺峠）に至り、同点から駒ヶ原に通じる小径を南進し、同小径と林道小黒川線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、同林道と黒川併用林道との接点に至り、同点から同黒川併用林道（山の神橋からたか橋までの間は旧林道敷）を南西進し、同林道と奈川第一国有林との交点に至り、同点から同国有林界を東進し、更に南進し、標高1,814メートルの三角点に至り、同三角点を西進し、標高1,748メートルの三角点及び同国有林界と県道奈川野麦高根線との交点を経て同国有林界と同国有林366林班と370林班との接点に至り、同点から国有林366林班と370林班及び367林班の林班界を南進し、同林班界と松本市奈川と木曽郡木曽町開田高原の市町界との接点（月夜沢峠）に至り、同点から同市町界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,265	16.10.31
80	乗鞍	松本市安曇に所在する中信森林管理署管内の国有林のうち、119林班から131林班までの各林班、133林班から137林班までの各林班及び142林班から149林班までの各林班の区域	5,557	12.10.31
81	波田黒川	松本市波田の長野県有林と官行造林地との接点と林道黒川線との交点を起点とし、同点から県有林と官行造林地の境界を南東進し、官行造林地と県有林と森林総合研究所所有林との境界の接点に至り、同点から官行造林地と森林総合研究所所有林の境界を南東進し、松本市と東筑摩郡朝日村の境界との接点（ハト峰）に至り、同点から同境界を南進し、鉢盛山2,446.4メートル三角点に至り、同点から松本市波田と同市奈川の境界を北進し、松本市波田と同市奈川と同市安曇の境界との接点に至り、同点から松本市波田と同市安曇の境界を北進し、同境界と県有林と官行造林地との接点に至り、同点から県有林と官行造林地の境界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,252	17.10.31
82	北アルプス(国指定)	富山県下新川郡朝日町及び黒部市、魚津市、中新川郡立山町並びに富山市所在国有林富山森林管理署9から12 まで、16 から50 まで、54、55、101 から124 まで及び137 から149 まで（138 林班イ小班及び139 林班イ小班を除く。）の各林班の区域、富山市所在地域森林計画区1から50 までの各林班の区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域、黒部湖の区域、長野県大町市及び松本市所在国有林中信森林管理署83 から118 まで、519 から567 まで、569 から581 まで、588 及び589 の各林班の区域並びにこれらの区域に介在する国有地及び民有地の区域、岐阜県高山市所在国有林飛騨森林管理署120、2083、2104、2105、2168、2169、2176、2178 から2180 まで、2192、2193 及び2197 の各林班のイ小班、2084、2085、2088、2103、2167、2170 及び2191 の各林班のイ及びロ小班、2089 及び2096 の各林班のイ、ロ及びハ小班、2086 林班のイ、ロ、ハ及びニ小班並びに2183 から2190 までの各林班の区域、 長野県と岐阜県の県境と国有林飛騨森林管理署2180 林班と民有地の境界線との交点を起点とし、同所から同県境を南進し同森林管理署2183 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し三角点（2155.9 メートル）に至り、同所から谷すじを北進し穂高平と西穂山荘を結ぶ登山道との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み国有林と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線により囲まれた区域 並びに高山市奥飛騨温泉郷神坂地内の蒲田川と足洗谷の合流点を起点とし、同所から足洗谷右岸を上流に進みワル谷との交点に至り、同所からワル谷を上流に進みワル谷に架かる市道中尾焼岳線との交点に至り、同所から同市道を北進し合掌の森中尾キャンプ場敷地の同市道沿い東端に至り、同所から同敷地境界を東進しヒル谷に至り、同所からヒル谷を下流進み中尾公民館敷地境界に至り、同境界を北西進し中尾高原スポーツ園地敷地との境界線に至り、同境界を北西進し市道中尾鍋平線に至り、同市道を北進し外ヶ谷に架かる北アルプス大橋に至り、同所から同谷左岸を上流に進み国有林と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し長野県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を西進し国有林飛騨森林管理署2188 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村平湯地内白谷との交点に至り、同所から同境界線を東進し長野県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を南進し同森林管理署2189 林班と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進しワサビ谷右岸との交点に至り、同所から同谷右岸を下流に進み高原川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を下流に進み同川に架かる国道158 号線平湯橋に至り、同所から同道を北進しアカンダナ駐車場入り口に至り、同所から駐車場内道路を西進し平湯歩道に至り、同歩道を南進し高原川に架かるアカンダナ吊り橋に至り、同所から高原川右岸を下流に進み貝塩ダムに至り、同所から貝塩ダム堤体の延長線を東進し高原地区農地開墾幹線道路に至り、同所より同道を北進しブヤガ谷に至り、同所から同谷を上流に進み東京電力送電線（名称：栃尾線）の水平投影線との交点に至り、同所から同水平投影線を北西進し高山市奥飛騨温泉郷村上1374 番地南西に面する歩道との交点に至り、同所から同道を北西進し市道村上2号線との交点に至り、同所から同道に沿って同道を北東方向に延長した線と蒲田川左岸の交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み起点に至る線により囲まれた区域	119,887	16.10.31
83	みどり湖	塩尻市大字金井地籍の市道塩尻勝弦線と農道金井線との交点を起点として、同点から同農道を南東進し、同農道とみどり湖の堤との接点に至り、同点から同堤を北進し、同堤と市道大原団地4号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道みどり湖東線との交点に至り、同点から市道みどり湖東線を南東進し、同市道と市道田川浦線との交点に至り、同点から市道田川浦線を東進し、同市道と田川浦鉱泉裏の小川との接点に至り、同点から同小川を南進し、同小川と塩尻市有林内の歩道との接点に至り、同点から同歩道を西進し、市道塩尻勝弦線との交点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	35	14.10.31
84	広丘	塩尻市広丘地籍の県道南原広丘停車場線と県道新茶屋塩尻停車場線との交点を起点とし、同点から県道新茶屋塩尻停車場線を南進し、同県道と中部電力中信北信特別高圧線との交点に至り、同点から同高圧線下を西進し、同高圧線と市道九里幅丘中線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と国道20号線との交点に至り、同点から同国道を北西進し、同国道と市道野村角前1号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道高出吉田線との交点に至り、同点から市道高出吉田線を北進し、同市道と県道南原広丘停車場線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	62	14.10.31
85	勝弦	塩尻市大字北小野字勝弦地籍の市道勝弦線と県道櫛川岡谷線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、旧東筑摩郡塩尻町と旧筑摩地村の旧町村界との接点に至り、同点から旧町村界を東進し、塩尻市と岡谷市の境界に設定された防火線との接点に至り、同点から同防火線を南西進し、県道櫛川岡谷線並びに塩嶺王城パークラインとの交点（勝弦峠）を經由し、更に同防火線を南西進し、塩尻市と岡谷市の市界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、県道櫛川岡谷線との交点に至り、同点から岡谷市有林と北小野財産区有林の境界に設定された防火線を南西進し、出藤尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、市道相吉日向線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道櫛川岡谷線との接点に至り、同点から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	471	16.10.31

86	東山地区	松本市と塩尻市の境界と、塩尻市道大沢線との交点を起点とし、同点から同境界を東進し、松本市と塩尻市と岡谷市の境界との接点に至り、同点から塩尻市と岡谷市の境界を南進し、荷直峠に至り、同点から四沢を南西進し、塩尻市道片丘線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、林道片丘線との交点に至り、同点から同林道を北進し、塩尻市道大沢線との接点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	737	17.10.31
87	比叡ノ山	塩尻市大字宗賀字平出地籍の市道国道平出泉線と市道床尾平出線との接点を起点とし、同点から同市道を北東進し、市道山ノ手線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、塩尻市大字宗賀字平出994番地と同字998番地の地番界との接点に至り、同点から同地番界(小尾根)を南西進し、市道床尾平出線に通ずる山道との接点に至り、同点から同山道を北西進し、市道床尾平出線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、市道床尾団地1号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道比叡ノ山南1号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道比叡ノ山腰巻線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、農道宗賀24号線との接点に至り、同点から同農道を北東進し、市道平出通学線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道国道平出泉線との接点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	50	9.10.31
88	白川	塩尻市奈良井地籍所在の国有林奈良井事業区中、1520林班から1545林班までの各林班の区域一円	1,496	15.10.31
89	聖高原	東筑摩郡麻績村と同郡筑北村及び千曲市との境界点を起点とし、同点から東筑摩郡麻績村村道聖支線31－2号線を西進し、更に西南進して村道麻樋5号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、私有林と麻績村村有林の境界線との交点に至り、同点から同境界を北進し、村道聖支線21号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、村道聖支線7号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し、国道403号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、東筑摩郡麻績村七久保地籍の通称矢倉平尾根との接点に至り、同点から西進して北山ダムに至り、同ダムから西進して聖高原えんのき平別荘地界に至り、同点から同境界を西進し、通称東遠見尾根を経て村道坊平大沼線との交点に至り、同点から同村道を北進し、坊平地籍において麻績村村有林と私有林の境界線との交点に至り、同点から同境界を西進し、長野市と東筑摩郡麻績村の境界線との交点に至り、同点から同境界を東北進し、千曲市と東筑摩郡麻績村の境界線との交点に至り、同点から同境界を東北進し、更に東南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	593	11.10.31
90	木崎湖	大町平地籍の木崎湖水面全域	141	11.10.31
91	常盤	大町市常盤、親沢地籍の林道親沢線より分岐する餓鬼岳登山道起点を起点とし、同点から白沢沿いの登山道を餓鬼岳方面に西進し、国有林界に至り、同界を北進し、大町市平地籍の前越平に至り、前越平の共有林北縁に達したところで同共有林界を東進し、林道前越線を横断し、更に同共有林界の尾根を東進後、同南東進し、標高1526mのピークに至り、同ピークから北上する尾根(平地籍と常盤地籍の境界)を北進後、標高1292mのピークを経て北東進し、渋沢東(標高1208.6m)ピーク南側直下の鞍部に至り、同鞍部から南東斜面(常盤地籍)の沢を南東進し、林道仏崎線終点にある谷止工(昭和47年度 復旧治山工事第151号)に至り、同谷止工から同林道終点を横断し、同林道終点山側の沢を尾根に向かって南進し、同尾根上に至り、同地点から尾根南側の沢に向かって更に南進し、同沢の二股の分岐点に至り、同分岐点から南西側にのびる沢を南西進し、標高1219mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根上を東進し、標高1219mピークに至り、同ピーク南東側の沢を南東進し、林道九津線終点の谷止工(昭和48年度復旧治山工事第7号)に至り、同谷止工右岸側の尾根を西進し、標高1289mのピークに至り、同ピーク南側にのびる尾根を南進し、中の沢に至り、同地点から南西側にのびる沢を南西進し、標高1299mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根南側の沢を南進し、林道内山線終点にある谷止工(昭和48年度 復旧治山工事第139号)に至り、同谷止工から南西側にのびる沢を南西進し、標高1309mピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から下一区有林内の沢を南進後、更に同沢沿いに南西進し、下一区有林内作業道に至り、同作業道を林道親沢線からの分岐点まで進み、同分岐点に至り、同分岐点から林道親沢線を同林道終点方向に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	667	8.10.31
92	北アルプス北部	長野県と新潟県の県界及び北安曇郡白馬村と小谷村の村界との交点を起点とし、同点から同村界を東進し国有林626林班と同627林班との交点に至り、同林班界を南進し同林班い小班とイ小班の交点に至り、同点から南進し国有林626林班と同625林班との交点に至り、同点から国有林625林班と小班とイ林班を南西進し同林班と小班とハ小班の交点に至り、同小班境を南進し国有林625林班と同621林班との交点に至り、同林班境を南東進し国有林621林班に小班とほ小班との交点に至り、同小班境を南西進し国有林621林班と民有林78林班との交点に至り、同境を西進し国有林621林班と民有林74林班との交点に至り、同点から民有林74林班と同78林班境を東進し民有林74林班と同76林班との交点に至り、同林班境を南東進し民有林75林班と同76林班との交点に至り、同林班境を東進し民有林70林班と同75林班との交点に至り、同点から民有林70林班と同77林班境を東進し国有林622林班と民有林70林班との交点に至り、同点から民有林69林班と同70林班境を南進し同68林班と同70林班の交点に至り、同林班境を南進し同53林班と同70林班の交点に至り、 同林班境を西進し国有林620林班と民有林53林班の交点に至り、同林班境を南東進し国有林620林班イ小班とロ小班との交点に至り、同小班境を南西進し国有林619林班と同620林班との交点に至り、同点から国有林619林班イ小班とロ小班境に南進し国有林508林班と同619林班との交点に至り、同点から国有林508林班は小班とイ小班境を南進し同班ほ小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同林班に小班とイ小班境との交点に至り、同点から同小班境を西進し国有林508林班と同509林班との交点に至り、同点から同509林班は小班とイ小班境を南進し同509林班と同510林班との交点に至り、同林班境を南進し同510林班わ小班とハ小班境を南進し同林班と同512林班との交点に至り、同林班境を西進し同512林班い小班とイ小班との交点に至り、同小班境を同林班ろ小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同512林班と同513林班との交点に至り、 同林班境を南進し同林班513林班と同514林班との交点に至り、同点から同513林班ろ小班とイ小班境を南進し同513林班と同514林班との交点に至り、同点から同514林班に小班とイ小班境を南進し同林班ほ小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同514林班と同515林班との交点に至り、同点から同515林班に小班とイ小班境を南進し同林班と小班とイ小班との交点に至り、同小班境を南進し同515林班と516林班との交点に至り、同林班境を西進し同515林班と同521林班との交点に至り、同林班境を北西進し長野県と富山県の県界(爺ヶ岳)との交点に至り、同点から鹿島槍ヶ岳、五竜岳、白馬岳を北進し長野県と富山県と新潟県との交点(三国境)を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,945	17.10.31
93	風吹岳	北安曇郡小谷村中小谷地籍の長野県有林210林班を通る治山作業路終点を起点とし、同点を南西進し、赤倉山(標高1,649メートル)を経由して、国有林と民有林16林班と17林班との境界の接点に至り、同境界を南西進し、民有林8林班と10林班との境界の接点に至り、同境界を南西進し、民有林9林班と10林班との接点に至り、同境界を南西進し、民有林9林班と11林班との接点に至り、同境界を南進し、国有林と民有林9林班との境界の接点に至り、同境界を南東進し、小谷村と白馬村との境界の接点に至り、同点から村境界線を西進し、新潟県と白馬村、小谷村との境界の接点に至り、同点から県境を北東進し、国有林と民有林との接点に至り、同点を東進し国有林と民有林11林班との接点に至り、同点から新潟県と小谷村の境界に向かう尾根を北東進し県境の接点に至り、同県境を北東進し、民有林との接点に至り、同点から国有林と民有林の境界を東進し、西進し、更に南進し、民有林207林班と209林班との接点に至り、同境界を東進し、林道北野線との接点に至り、同林道を東南進し、治山作業道との交点に至り、同作業道を南進し、西進し、更に南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	2,605	14.10.31

94	白馬村	長野県北安曇郡白馬村飯森地籍の一般国道148号線と白馬村道2072号線との交点を起点とし、同点から同村道を西進し村道105号線を横断して同村道と村道103号線との交点に至り、同点から村道103号線を西進し村道2071号線との交点に至り、同点から同村道を西進し村道2202号線との交点に至り、同点から同村道を西進しさらに北進し村道2093号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し村道2094号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し村道2199号線との交点に至り、同点から西進し47スキー場入口を経て一級河川平川の源太郎堰堤右岸との交点に至り、同点から同堰堤を横断し同堰堤左岸と村道2103号線との交点に至り、同点から同村道を西南進し同村道と崩沢との交点に至り、同点から同沢を北西進し八方尾根遊歩道との交点(八方池山荘)に至り、同点から同遊歩道を北東進し咲花北尾根との交点(黒菱平)に至り、同点から同尾根を北東進し一般県道白馬岳線との交点(二股橋)に至り、同点から同県道を南東進して同県道と一般国道148号線との交点(白馬駅前)に至り、同点から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,350	17.10.31
95	姫川源流	北安曇郡白馬村大字神城佐野地籍の農道24－18－1号線と姫川との交点(木橋)を起点とし、同点から同川を南進し、姫川源流部に至り、同源流部から南東に向かう沢を南東進し、同沢と村道1099号線との交点に至り、同点から南西に向かう尾根を南西進し、通称ドウガタ山の山頂に至り、同山頂から南に伸びる尾根を南進し、同尾根と国道148号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、同国道と村道1100号線の延長線との接点に至り、同点から同延長線を北東進し、村道1100号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、村道1098号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、更に北西進し、同村道と村道1090号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、同村道と農道24－18－1号線との接点に至り、同点から同農道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	21	9.10.31
96	馬羅尾	併用林道馬羅尾線と芦間第3堰堤(芦間川左岸)との接点を起点とし、同堰堤を南進して芳小屋との接点に至り、同点から同尾根を南西進し松川官行造林4林班と5林班との接点に至り、同点から同尾根を南進し馬羅尾国有林587林班との接点に至り、同点から同林班界(芳小屋尾根)を南進し北安曇郡松川村と安曇野市の市村との接点に至り、同点から同町村界を西進し二又(1,615m)、有明山(2,268m)を経てさらに西北進し北安曇郡松川村と大町市との市村界との接点((清水岳(2,245m)に至り、同点から同市村界を東進し馬羅尾山(1,825m)、雨引山(1,572m)を経て同市村界と併用林道馬羅尾線との接点(唐沢峠)に至り、同点から馬羅尾国有林582林班と松川村民有林12林班との境を南進し同境と併用林道馬羅尾線との接点(大和神社)に至り、同点から同林道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	990	16.10.31
97	大峰山	長野市に所在する北信森林管理署所管の国有林のうち、第1069林班の区域	111	16.10.31
98	聖山	長野市大岡地区と東筑摩郡麻績村の境界と県道丸子信州新線との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、更に東北進し、林道聖山線との交点に至り、同点から同林道を東南進し、聖開拓地と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東北進し、聖ダム北堤を経て林道離山線との交点に至り、同点から同林道を北進し、新田地区を経て林道古矢場線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、長野市大岡地区と信更地区界との交点に至り、同点から同地区界を南進し、長野市大岡地区と千曲市の市界との交点に至り、同点から同市界を南進し、千曲市、麻績村及び長野市大岡地区の市村界との接点に至り、同点から長野市大岡地区と麻績村の市村界を西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,674	16.10.31
99	戸隠	長野市戸隠字上楠川地籍の主要地方道信濃信州新線と楠川の交点の上楠川橋を起点とし、同点から同川を北進し、同川と、北信森林管理署管内国有林境界との交点に至り、同点から同境界を北東進し、同境界標柱界庚245に至り、同点から同境界を北進し、同境界標柱36に至り、同点から同境界を東進し、同境界標柱30に至り、同点から同境界を南東進し、同境界標柱170に至り、同点から同境界を北進し、同境界標柱戸58に至り、同点から同境界を北進し、同境界と戸隠森林植物園に至る歩道との交点に至り、同点から同歩道を北東進し、同歩道と戸隠神社奥社参道と逆サ川との交点に至り、同点から同川を北東進し、国有林境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、同境界標柱庚30に至り、同点から同境界を北東進し、同境界標柱戸59に至り、同点から同境界を北西進し、さらに北東進して同境界標柱庚3に至り、同点から同境界を南東進し、同境界標柱庚325に至り、同点から同境界を南西進し、さらに南東進して同境界標柱己237に至り、同点から同境界を西進し、さらに南進して同境界と長野市水道水源池堰堤との接点に至り、同点から同堰堤を南西進し、さらに北西進して同堰堤と主要地方道信濃信州新線から同水源に至る連絡道路との交点に至り、同点から同連絡道路を北西進し、同連絡道路と市道戸隠北63号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、更に北進し、同市道と主要地方道信濃信州新線との接点に至り、同点から同主要地方道を西進し、同主要地方道と市道西原線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と小楠川との交点に至り、同点から同川を南西進し、同川と主要地方道信濃信州新線との交点(細橋)に至り、同点から同主要地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	531	12.10.31
100	奥裾花	長野市戸隠地区に所在する北信森林管理署所管の国有林のうち、第1048林班から第1050林班までの各林班及び同第1054林班から第1059林班までの各林班並びに長野市鬼無里地区に所在する同第1064林班から第1066林班までの各林班の区域	3,315	16.10.31
101	奥裾花峽	長野市鬼無里地籍の裾花川と三枚沢との合流点を起点とし、同点から尾根を西進し、八方山北側の長野市鬼無里地区と北安曇郡小谷村の市村界との接点に至り、同点から同市村界を北進し、東山を経て更に北進し、北信森林管理署所管の国有林界との接点に至り、同点から国有林と長野市有林の境界を東進し、奥裾花自然園と国有林の境界と濁川との交点に至り、同点から同川を南進し、裾花川との合流点に至り、同点から国有林界を東南進し、更に南進し、裾花川との合流点に至り、同点から国有林界を東南進し、更に南進し、一夜山三角点(1,652メートル)に至り、同点から尾根を西南進し、三枚沢との交点に至り、同点から同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	2,200	16.10.31
102	戸隠山	長野市戸隠地区及び上水内郡信濃町所在の戸隠山国有林北信森林管理署所管第1001林班から第1003林班まで、第1022林班から第1032林班まで及び第1045林班から第1047林班まで並びにこれら林班に囲まれた一円の区域	4,582	15.10.31
103	臥竜山	須坂市大字小山地籍の市道秋葉町線と市道八幡南原線との交点を基準とし、同点から市道竜ヶ池保養所線を南進し、長野県立須坂病院の敷地の北端に至り、同点から歩道を南進し、百々川堤防との交点に至り、同点から臥龍公園南面の山林部と耕地の境界を東進し、市道高甫橋県民運動場線の交点に至り、同点から同道路を北東進し、市道高甫南原号線との交点に至り同、点から同道路を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	20	16.10.31
104	東	須坂市大字米子字硯原地籍の鳴岩砂防ダムを起点とし、同点から米子川を南東進し、林道戸谷沢線との交点(切板橋)に至り、同点から同林道を北西進し、更に東進し、戸谷沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、米子山三角点(標高1,404メートル)に至り、同点から大字塩野字塩野と字栃平の字界を北西進し、林道乳山線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、大ブナ横手旧道との接点に至り、同点から同旧道を北東進し、県道奈良線との接点に至り、同点から同県道を南東進し、須坂市と上高井郡高山村の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、長野県と群馬県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、須坂市と上田市の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、長野市と須坂市の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、水準点(標高1,289メートル)に至り、同点から水無沢を北東進し、仙仁川との合流点に至り、同点から同川を北進し、大梯子沢との合流点に至り、同点から同沢を東進し、梯子山三角点(標高1,513メートル)に至り、同点から大字仁礼字峰の原と字仁礼山の字界(防火線)を東進し、林道大谷不動線との交点に至り、同点から同林道を北進し、関ヶ入沢との接点に至り、同点から同沢を北東進し、大字仁礼と大字亀倉の字界との接点に至り、同点から林道水の入線に通ずる小尾根を北進し、林道水の入線との接点に至り、同点から同林道を北進し、旧林道米子不動線との接点に至り、同点から同旧林道を北西進し、林道米子不動線との接点に至り、同点から起点を見通した線を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	5,028	9.10.31
105	鏡台山	千曲市大字森地籍の林道更埴坂城線と林道芝平樽滝線との接点を起点とし、同点から同林道を北東進し、同林道と林道大木場線との接点に至り、同点から同林道を北東進し千曲市有林第21林班と第22林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、千曲市有林と倉科県有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東北進し、千曲市と上田市の市界との接点に至り、同点から同市境界を南進し、鏡台山三角点(標高1,269m)に至り、同点から千曲市と埴科郡坂城町との市町界を南進し、沢山川支流との接点に至り、同点から同川を西進し、林道葎生線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、上平尾根との交点に至り、同点から同尾根を南西進し、林道更埴坂城線との接点に至り、同点から同林道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	268	12.10.31

106	樺平	千曲市大字桑原横手山地籍の林道不動滝線と佐野川及び八幡桑原県有林と千曲市有林の境界線との交点(濁沢橋)を起点として、同点から八幡桑原県有林と千曲市有林の境界線を東進し、陣馬平の標高(969メートル)に至り、同点から中沢川との接点に通じる尾根を東進し、同尾根と同川との接点に至り、同点から同川を東進し、同川と大舟沢との合流点に至り、同点から通称中尾根を南進し、同尾根と千曲市と麻績村の市村界を西進し、北山の三角点(1,237.7メートル)を経て三和峠で市道8,150号線(8,9ライン)を横断して南西進し、千曲市と麻績村と長野市大岡との市界の接点に至り、同点から千曲市と長野市大岡との市界を北西進し、標高点(1,142メートル)を経て千曲市有林と機構造林地の境界との接点(通称焼峰)に至り、同点から同境界線上を林道不動滝線に通ずる尾根を東進し、同尾根と同林道との交点に至り、同点から同林道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	416	13.10.31
107	芝山	千曲市大字八幡字大池新田地籍の国道403号線と市道大池本線9511号線との交点を起点とし、同点から同市道を南進し、市道沢入1号線9437号線との交点に至り、同点から同市道を東南進し大池集落の最上部を経て更級川との接点丁字山橋に至り、同点から更級川上流に西南進し、圃場の最上部を経て東進し、市道沢入線9420号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、農道大池圃場5号線8454号線との交点に至り、同農道を経て農道大池圃場3号線8452号線との交点に至り、同農道を東南進し、市道栃窪東線9418号線との交点に至り、同市道を南進し同市道と大字界との接点に至り、同接点を南進し、千曲市と東筑摩郡麻績村との境界線に至り、同点を西北進し、三峰山三角点1,131メートルを経て、猿ヶ馬場峠にて国道403号線との交点に至り、同点から同国道を東北進し、千曲高原ゴルフ株式会社「千曲高原ゴルフ場」と市有林貸付境との接点に至り、同点から同境界線を東進し、国道403号線との交点に至り、同点から同国道を東北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	310	14.10.31
108	高井	上高井郡高山村大字奥山田地籍の主要地方道豊野南志賀公園線と県道山田温泉線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を東進し、山田温泉及び五色温泉を経て、同主要地方道と村道七味温泉線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と林道山田入線との交点に至り、同点から同林道を東進し、同林道と通称不動沢との交点に至り、同点から同沢に沿って北進し、同沢と高山村と下高井郡山ノ内町の町村界との接点(笠ヶ岳2,075.9メートル)に至り、同点から同町村界を東進し、同町村界と長野県と群馬県の県界との接点(渋峠2,152メートル)に至り、同点から同県界を南西進し、万座山、黒湯山及び御飯岳を経て同県界と高山村と須坂市の市村界との接点(破風岳1,999メートル)に至り、同点から同市村界を北西進し、悪婆山及び奈良山を経て同市村界と紫子萩山(1,112.8メートル)に通ずる尾根との交点に至り、同点から字鞠子と字諸岩境の同尾根を北進し、同尾根と字紫子萩と字鞠子境の通称カラ沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と林道鞠子線との交点に至り、同点から同林道をきた東進し、同林道と樋沢川との交点(鞠子橋)に至り、同点から同川を南東進し、同川と林道湯沢線との交点(待留橋)に至り、同点から同林道を北西進し、屋知橋を経て同林道と県道大前須坂線との交点に至り、同点から前山(1,136メートル)に通ずる尾根を北東進し、前山に至り、同点から字強清水と字日影山境の通称深沢を北西進し、同沢と林道中日影線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、県道山田温泉線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	5,058	13.10.31
109	野尻湖	上水内郡信濃町地籍の県道信濃斑尾高原線と町道1036号線(野尻菅川線)の交点を起点とし、同点から同町道を東進し県道飯山妙高高原線との交点に至り、同点から同県道を南進し町道3071号線(鳥越西原線)との交点に至り、同点から同町道を西進し県道古間(停)野尻線との交点に至り、同点から同県道を北進し県道信濃斑尾高原線との接点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	596	15.10.31
110	野尻	上水内郡飯綱町と中野市との境界と県道飯山妙高高原線との交点を基点とし、同点から同県道を西進し、飯綱町大字芋川字入土橋地籍において同県道と林道斑尾線の交点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と林道荒瀬原間伐線との交点に至り、同点から林道荒瀬原間伐線を南西進し、同林道と林道荒瀬原線の交点に至り、同点から林道荒瀬原線を南進し、同林道と林道柴津線の交点に至り、同点から林道柴津線を西進し、同林道と県道飯山妙高高原線の交点に至り、同点から県道飯山妙高高原線を北進し、上水内郡信濃町大字古海市川地籍において斑尾山から東西に延びる通称市川尾根を東進し、斑尾山1,381.8メートル三角点に至り、同点から信濃町と中野市との境界線を南進し、信濃町、飯綱町及び中野市との境界線の交点に至り、同点から飯綱町と中野市との境界線を南進し、基点に至る線に囲まれた一円の区域	607	17.10.31
111	霊仙寺山	上水内郡飯綱町大字川上字霊仙寺山地籍の町道K1-9号線と町道M3-271号線との交差点を起点とし、同点から町道M3-271号線を北進し、県道栃原北郷信濃線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、飯綱町と上水内郡信濃町との境界に至り、同点から県道栃原北郷信濃線を北進し、上水内郡信濃町と飯綱町の境界との交点に至り、同点から同境界を東北進し、信濃町道高山霊仙寺線との接点に至り、同点から同町道を東北進し、県道長野信濃線との交点に至り、同点から同県道を東北進し、飯綱町道M3-236号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、更に南西進し、町道K3-12号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、町道K1-9号線との接点に至り、同点から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	240	9.10.31
112	つつじヶ原	上水内郡飯綱町大字川上字霊仙寺山地籍の町道K3-11号線と町道K3-13号線との交点を起点とし、同点から町道K3-13号線を北進し、同町道と認定外道路(私道松原台道路)との接点に至り、同点から同認定外道路を南進し、更に東進し、町道M3-321号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、更に南西進し、同町道右カーブ頂点からサニーハイランド配水地を直線で結び、同配水地から認定外道路を南東進し、町道M3-314号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、飯綱町と長野市の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、町道K3-11号線との交点に至り、同点から同町道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	140	9.10.31
113	小川中学校野鳥愛護林	上水内郡小川村大字高府字花尾地籍の花尾橋を起点とし、同点から薬師沢を上り、梶尾沢との合流点に至り同点から通称外石峰の中之城跡までを直線で結び、同城跡から村道花尾線と村道市ノ口成就線との交点までを直線で結び、同点から村道花尾線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	10	16.10.31
114	十三崖特殊	市道平岡10号線高社大橋上流の夜間瀬川に架かる送水管(水管橋)の南西端(中野市道越橋竹原線との接点)を起点とし、同点から同送水管を北進し、中野市深沢部落西端崖上の点に至り、同点から耕地と林地の境界を東進し、下高井郡山ノ内町宇木地籍吉野地蔵に至り、同点より町道宇木深沢線を東進し農道田端線との交点に至り、同点より対岸中野市営チョウゲンボウ住宅団地東端の道路と中野市道越橋竹原線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	35	17.10.31
115	斑尾	中野市大字永江字親川地籍の主要地方道飯山妙高高原線と市道斑山線の分岐点を起点とし、同主要地方道を北西進し、同主要地方道と中野市と上水内郡飯綱町との境界線の接点に至り、同点から同市と同町との境界線を北進し、同市と同町の境界線と飯山市との境界線の接点に至り、同点から中野市と飯山市との境界線を東北進し、同市と同市の境界線と市道斑山線との接点に至り、同点から同市道を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	295	10.10.31
116	長峰	飯山市大字飯山有尾地籍の国道117号線の皿川橋南西端を起点として、同点から皿川左岸を西進し、同川左岸と国道292号線との交点に至り、同点から同国道を北進し、同国道と市道柳原9号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と県道曾根藤ノ木線との交点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と市道太田7号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道常盤5号線との交点に至り、同点から市道常盤5号線を北東進し、同市道と県道飯山線との交点に至り、同点から同県道を南進し、同県道と市道常盤14号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道常盤28号線との交点に至り、同点から市道常盤28号線を南進し、同市道と県道関沢小沼線との交点に至り、同点から同県道を東進し、同県道と国道117号線との交点に至り、同点から同国道を南西進し、起点に至る線により囲まれた一円の区域	1,510	13.10.31
117	北竜湖	飯山市大字瑞穂地籍の県道飯山野沢温泉線と市道4-357号線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、飯山市と下高井郡野沢温泉村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を南東進し、通称小菅歩道との交点に至り、同点から同歩道を西進し、小菅神社奥社に至り、同所から同神社参道を西進し、市道4-357号線との交点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	361	16.10.31

118	野々海	飯山市及び下水内郡栄村所在の国有林北信森林管理署内の161林班、163林班及び164林班の区域並びに飯山市所在の野々海池の区域	540	17.10.31
119	地獄谷	下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の町道上林横湯線と二の沢との接点を起点として、同点から二の沢を北東進し、同沢と林道金倉龍王線との接点に至り、同点から財団法人下高井郡山ノ内町和合会所有山林と財団法人下高井郡山ノ内町共益会所有山林との境界線を東進し、龍王沢との接点に至り、同点から山ノ内町大字平穏字ツグラ7149－10番地の北東境を經由し西館山三角点(標高1,756m)方向へ東南進し、同方向と同三角点との接点に至り、同点から横湯川の分岐方向へ西進し、同方向と同分岐との接点に至り、同点から横湯川を北西進し、同河川と旭山北方台地北端に向かう尾根との接点に至り、同点から同尾根を南西進し、同点と仏岩山三角点(標高1,398m)との接点に至り、同点から起点に至る線に囲まれた一円の区域	600	11.10.31
120	焼額	下高井郡山ノ内町地籍の五輪山三角点を起点とし、同点から一般財団法人下高井郡山ノ内町共益会所有山林(以下「共益会山林」という。)と上条区有山林との境界線を東北進し、須賀川区有山林との境界との接点に至り、同地点から共益会山林と須賀川区有山林との境界を東北進し、通称牛首地籍に至り、同所から共益会山林と山ノ内町有林の境界を北東進し、頂上台地を経て、更に南東進し、ニゴリ池に至り、同所から尾根を東進し、稚児池に至り、同所から大洞沢を東進し、雑魚川との合流点に至り、同点から雑魚川を南進し、落合地籍において更に南西進し、ワラビ平を経て同川の水源地に至り、同所から尾根を北西進し、堺沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、竜王沢との合流点に至り、同点から共益会山林と一般財団法人下高井郡山ノ内町和合会所有山林の境界を西進し、林道金倉竜王線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、二の沢との交点に至り、同点から二の沢を北進し、二の沢と小沢の分岐点に至り、同点から小沢を北西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	966	16.10.31
121	安南平	下高井郡山ノ内町大字佐野字長崩地積の角間川と箱石沢の合流点を起点とし、同点から角間川を東進し、同川と境沢との接点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と坊寺山山頂(1,839.5メートル三角点)に至り、同点から山ノ内町有林と一般財団法人和合会所有林との境界を南進し、通称坊平尾根を経て更に南進し、字北押出地籍において笠ヶ岳国有林と山ノ内町有林と一般財団法人和合会所有林との境界の接点に至り、同点から同国有林と民有林との境界を北西進し、上高井郡高山村と山ノ内町との境界の接点に至り、同点から同境界を西進し、同境界と民有林と独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター造林地との接点に至り、同点から同境界を北進し、箱石沢との接点に至り、同点から同沢を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	906	8.10.31
122	志賀高原	下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の洪峠を起点とし、同点から同町と上高井郡高山村との境界線を西進し、同境界と熊の湯スキー場との接点に至り、同点から本沢終点上部の尾根を北進し、同尾根から本沢との接点に至り、同点から大ボッコ山頂(標高1,764m)へ向かう尾根を北進し、同尾根から同山頂との接点に至り、同点から角間川に向かう尾根を北西進し、同尾根から同河川との接点に至り、同点から同河川を約1,000m東進し、同河川約1,000mの地点に至り、同点から仏岩の方向に北進し、同方向と仏岩との接点に至り、同点から旭山北方台地北端に向かう尾根を東北進し、同尾根と旭山北方台地北端との接点に至り、同点から北に向かう尾根を北進し、同尾根と横湯川及び金倉上の沢との接点に至り、同点から横湯川を南進し、同河川と同河川分岐との接点に至り、同点から同河川を東進し、同河川と西館山三角点(標高1,756m)との接点に至り、同点から東北進に向かう尾根を東北進し、同尾根から小雑魚川との接点に至り、同河川を東北進し、同河川とアライタ沢との接点に至り、同点から同沢を南進し、同沢と通称寺子屋北尾根との接点に至り、同点から同尾根を南進し、同尾根と寺子屋峰(標高2,125m)との接点に至り、同点から赤石山に向かう尾根を南進し、同尾根と赤石山(標高2,108m)との接点に至り、同点から群馬県との県境を南西進し、鉢山・草津峠・横手山を県境沿いに経て起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,402	10.10.31
123	高社山	中野市と下高井郡木島平村との境界の高社山山頂(1,351.4メートル)を起点とし、同点から同境界を北西進し、同境界と西原新堰との交点に至り、同点から同堰を東進し、同堰と民有林41林班と同51林班との境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、同境界と同50林班と同51林班との境界の接点に至り、同点から同境界を南東進し、同境界と国有林飯山事業区159林班い小班との接点に至り、同点から国有林飯山事業区159林班い小班と民有林の境界を南進し、同境界と国有林飯山事業区159林班い小班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と同159林班と小班と同へ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と同一小班と同一小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同ろ小班と同一小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同ろ小班と同ぬ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と木島平村と下高井郡山ノ内町の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	576	8.10.31
124	苗場山	下水内郡栄村に所在する北信森林管理署管内の国有林のうち、10林班イ小班及び9林班ろ小班の区域	594	12.10.31